

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
職員給与規程

第1条 （目 的）

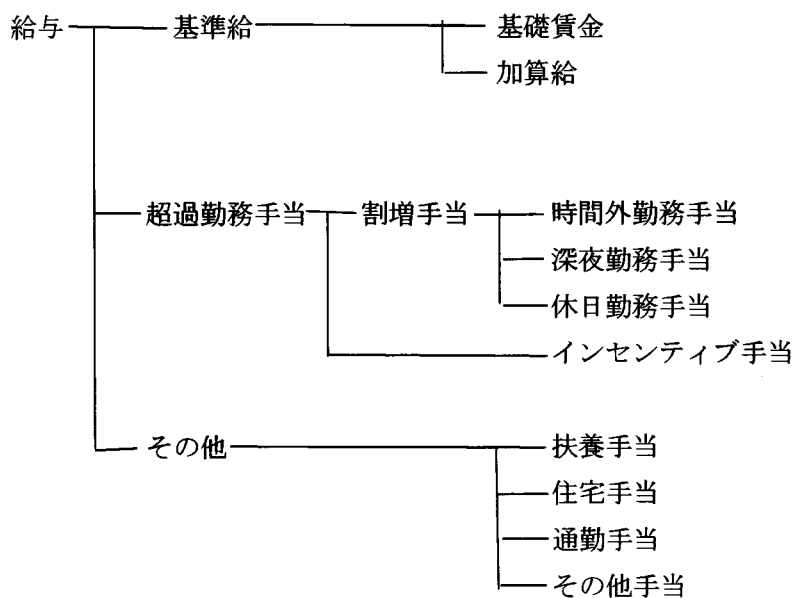
この規程は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン（以下、本団体という。）の職員就業規則、契約職員就業規則、および嘱託職員就業規則に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

第2条 （適用範囲）

この職員給与規程は、正職員、契約職員、および嘱託職員に適用する。ただし、別に定めのある場合にはこの限りでない。

第3条 （給与の構成）

給与の構成は以下のとおりとする。



第4条 （給与計算期間・支払日）

給与は、毎月1日に起算し末日を締切りとした期間（以下、「給与計算期間」という。）について計算し、翌月20日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

2、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求があったときは、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払うものとする。

- ① 職員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または死亡したとき。
- ② その他やむを得ない事情があると、本団体が認めたとき。

第5条 （給与の支払方法）

給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。

- 2、前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより給与を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては給与を支払うときに控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税（市町村民税および都道府県民税）
- ③ 雇用保険料
- ④ 健康保険料（介護保険料を含む）
- ⑤ 厚生年金保険料
- ⑥ その他必要と認められるもので職員代表と協定した物

第6条 （給与の控除）

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に応じて基準給およびインセンティブ手当の日額あるいは時間額は減額する。そのうち、欠勤に関しては通勤手当についても対象とする。

- 2、育児時間、育児短時間勤務、介護短時間勤務により所定労働時間の全部または一部を休業した場合、基準給およびインセンティブ手当について、その休業した時間に応じ按分した額とする。
- 3、育児・介護休業法に基づく育児・介護休業および看護休業の期間、母性健康管理のための休暇、および本規則に定める特別休暇のうち産前産後の休業期間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 4、休職期間中は、給与を支給しない。ただし、本団体が特に必要と認めた場合は支給することがある。
- 5、休職などにより給与の支給がない場合、社会保険料等の職員負担分は、本団体が立替えて納付した額を職員に請求するものとする。

第7条 （中途入職・中途退職の給与計算）

給与計算期間の中途に入職または退職した者に対する当該計算期間における給与は、日割り計算で支給するものとする。

第8条 （休業中の給与）

本団体の都合により職員を休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の100分の60に相当する休業手当を支給する。

第9条 （日額・時間額の計算）

この規程において、給与の日額および時間額を用いる際は、以下の計算による。

- ① 時間額＝ 基準給 ÷ 月平均所定労働時間
- ② 日 額＝ 時間額 × 1日の所定労働時間

- 2, 月平均所定労働時間とは、月平均所定労働日数に1日の所定労働時間を乗じた時間とし、原則、月平均所定労働日数は、20.25日とする。

第10条 (基準給の決定)

基準給は、基礎賃金・加算給で構成され、職員の役職、勤続年数などを考慮し、別紙に基づき各人ごとに決定する。

第11条 (加算給)

加算給は、入職月を起算月として勤続年数に応じて毎年1回昇給を行う。但し、加算回数の上限を設け、別紙に定める。

第12条 (給与の見直し)

給与の見直しは、毎年4月に勤務態度、勤務成績、経験、貢献度等の総合評価に基づき各人ごとに決定し、当月分から見直す。

ただし、本団体の財政状況等の事情により、見直しをしないことがある。

第13条 (扶養手当)

扶養手当は、家族を扶養している職員に対して、以下のとおり支給する。

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 配偶者 | 15,000 円 |
| ② 18歳に達する月の年度末までの子 | 5,000 円 |
| ③ 両親(1人あたり) | 5,000 円 |

- 2, 扶養していることの判断は、税法上等の扶養家族及び健康保険の扶養家族等を基準とする。

第14条 (住宅手当)

住宅手当は、賃借料または、持家購入において住宅ローンを支払う職員に対して、以下のとおり支給する。

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 扶養家族(扶養手当支給)がいる場合 | 20,000 円 |
| ② 扶養家族(扶養手当支給)がいない場合 | 17,500 円 |

第15条 (通勤手当)

通勤手当は、通勤のために要する運賃について、最も経済的で合理的と認められる経路および方法により、所得税法の非課税限度を限度に実費相当額を支給する。

- 2, 原則として、3ヶ月定期代を通勤手当として支給する。但し、正当な理由がある場合は、実費を支給することがある。
- 3, 正当な理由がある場合を除き、勤務地より自宅までが直線距離で1km以内の距離の場合は支給しない。

第16条 （割増手当）

法定労働時間を超えて労働した場合には時間外勤務手当を、法定休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜（22:00～翌 5:00）に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

① 時間外勤務手当 ＝ 時間額 × 1.25 × 時間外勤務時間

② 休日勤務手当 ＝ 時間額 × 1.35 × 休日勤務時間

③ 深夜勤務手当 ＝ 時間額 × 0.25 × 深夜勤務時間

2 法定労働時間を超えて労働した時間、または法定休日に労働した時間が深夜におよぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当に加えて深夜勤務手当を支給する。

3 法定休日の労働とは、職員就業規則第17条第1項に定める休日における労働である。

4 1ヶ月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる。

第17条 （インセンティブ手当）

割増賃金の総額が、インセンティブ手当基準額を超えないときは、以下の計算によりインセンティブ手当を支給する。

インセンティブ手当 ＝ インセンティブ手当基準額 － 割増手当

2 インセンティブ手当基準額は、以下計算による。

インセンティブ手当基準額 ＝ 時間額 × 1.25 × 10時間

第18条 （改廃）

本規程を改廃する場合は職員の代表意見を聞き、理事会の承認で決定する。

付 則

2010年4月1日 施行

2013年2月1日 改定（独立規程化）

2015年4月1日 改定（組織変更に伴い第12条（管理職手当）の当該役職を次の様に読み替える。「マネージャー手当」を「部長手当」、「アシスタント・マネージャー手当」を「リーダー手当」）

2018年4月1日 改定

2021年4月1日 改定（時間外労働の1時間未満の取扱）

2022年3月7日 改定（目的、給与の構成、基準給の決定、加算給、扶養手当、住宅手当）

別紙 基準給

基準給 = 基礎賃金 + 加算給

1. 基礎賃金

G1	G2	G3	G4	G5
243,100	350,300	415,400	492,400	569,300

2. 加算給

加算年数 × 7,000 円

※加算年数は各等級以上毎の勤続年数とする。

※加算年数は各等級により上限を設ける。(G1:15年 G2:5年 G3:10年 G4:10年 G5:10年)

以上

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	事業年度	2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日
-----	------------------------------	------	------------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	288,000 円
受取入会金	10,000 円
受取寄付金	226,077,084 円
受取寄付金振替額	106,480,256 円
受取助成金等振替額	93,859,321 円
受取利息	7,139 円
為替差益	28,329,885 円
雑収入	3,292,571 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	458,344,256 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		74,774,279 円	ネパール学校再建防災強化事業のための助成金
		16,252,691 円	ネパール復興支援事業等のための助成金
		7,150,000 円	ネパール、日本等における支援事業のための寄付金
		5,551,212 円	ネパールにおける支援事業のための寄付金
		4,192,000 円	フィリピンにおける支援事業のための寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		46,087,225 円	ネパールにおける地域開発支援事業費
		20,356,667 円	ネパールにおける地域開発支援事業費
		18,267,820 円	デジタルマーケティング
		15,132,101 円	ネパールにおける地域開発支援事業費
		14,534,400 円	スリランカにおける地域開発支援事業費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2023 年 4 月 1 日 ～ 2024 年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
20 人	75,097,703 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

[illegible]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

別紙 1（役務の提供）

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額（円）	その他の取引条件等
		業務委託	2023年4月1日～2023 年12月31日	1,350,000	契約書に基づく。
		弁護士顧問料支払い	2023年4月1日～2024 年3月31日	396,000	契約書に基づく。
		PCデータ修復作業料支払い	2023年4月3日～2023 年4月12日	77,000	請求書に基づく
		講師謝礼受取り	2023年4月12日～ 2023年4月13日	79,880	先方の基準による。
		会費支払い	2023年4月25日	12,000	先方の規程による。
		講師謝礼受取り	2023年5月25日	110,280	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年5月25日	10,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年5月9日	10,000	先方の基準による。
		振込支払手数料	2023年5月31日、 2023年6月30日	310	請求書に基づく
		講師謝礼受取り	2023年6月9日	5,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年7月12日、 2023年11月22日	15,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年7月19日、 2024年1月22日	20,000	先方の基準による。
		植木剪定作業料支払い	2023年8月29日	69,600	請求書に基づく
		講師謝礼受取り	2023年10月4日	10,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年11月8日	25,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年11月9日	5,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2023年11月17日	20,460	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2024年1月22日	30,000	先方の基準による。
		講師謝礼受取り	2024年2月8日	33,411	先方の基準による。

別紙 2

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額 (円)
2023/04/20	スリランカ 支援事業費	1,174,400
2023/04/20	給与	
2023/04/20	給与	
2023/05/19	スリランカ 支援事業費	1,232,000
2023/05/19	給与	
2023/05/19	給与	
2023/06/20	スリランカ 支援事業費	1,200,000
2023/06/20	給与	
2023/06/20	給与	
2023/06/23	ネパール 支援事業費	4,392,678
2023/06/30	フィリピン 支援事業費	22,788,017
2023/06/30	立替金精算	255,000
2023/07/20	スウェーデン 旅費精算	228,183
2023/07/20	スリランカ 支援事業費	1,228,800
2023/07/20	給与	
2023/07/20	給与	
2023/07/26	ネパール 税務コンサルタント費	857,775
2023/07/26	ネパール 税務コンサルタント費	112,409
2023/08/18	スリランカ 支援事業費	1,200,000
2023/08/18	給与	
2023/08/18	給与	
2023/08/18	ネパール 支援事業費	34,996,278
2023/08/18	ネパール 支援事業費	32,398,424
2023/09/20	アライアンス分担金	1,860,750
2023/09/20	スリランカ 支援事業費	1,216,000
2023/09/20	給与	
2023/09/20	給与	
2023/09/27	フィリピン 立替金精算	298,322
2023/09/29	フィリピン 支援事業費	23,316,560
2023/10/11	スリランカ 支援事業費	310,000

実 施 日	使 途	金 額 (円)
2023/10/20	スリランカ 支援事業費	1,222,400
2023/10/20	給与	
2023/10/20	給与	
2023/10/20	スリランカ 支援事業費	1,222,400
2023/10/20	給与	
2023/10/20	給与	
2023/11/20	スリランカ 支援事業費	1,196,800
2023/11/20	給与	
2023/11/20	給与	
2023/11/22	WeWorld 支援事業費	1,633,700
2023/12/20	スリランカ 支援事業費	1,193,600
2023/12/20	給与	
2023/12/20	給与	
2023/12/22	ネパール N連 支援事業費	25,250,446
2023/12/22	ネパール 支援事業費	16,177,618
2023/12/26	フィリピン 支援事業費	21,791,597
2024/01/17	ネパール 税務コンサルタント費	447,101
2024/01/19	スリランカ 支援事業費	1,225,600
2024/01/19	給与	
2024/01/19	給与	
2024/01/30	WeWorld 支援事業費	2,256,660
2024/02/20	スリランカ 支援事業費	1,232,000
2024/02/20	給与	
2024/02/20	給与	
2024/03/12	ビザ取得費用	65,819
2024/03/19	スリランカ 支援事業費	1,212,800
2024/03/19	給与	
2024/03/19	給与	
2024/03/25	ビザ取得費用	67,640
2024/03/27	アライアンス分担金	1,907,000

[illegible]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						○	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	2023年4月1日～ 2024年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ
「定款第28条に各正会員の表決権は平等なものとすると規定」		はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ	はい・ いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表(次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	(特活)チャイルド・ファント・ジャパン	①	②	③	④	⑤	⑥	申 請 時
役 員 数		11 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3 人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
高橋 潤		理事		○						2018年6月17日就任
福嶋 美佐子		理事		○						2013年10月11日就任
小澤 淳一		理事		○						2012年6月1日就任
岡田 昭人		理事		○						2018年6月17日就任
伊藤 悟		理事		○						2022年6月17日就任
御牧 由子		理事		○						2018年6月17日就任
藤井 明子		理事		○						2018年6月17日就任
古屋 治雄		理事		○						2022年6月17日就任
松浦 宏二		理事		○						2022年6月17日就任
脇屋 元		監事		○						2013年10月11日就任
向山 功		監事		○						2018年6月17日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（PCA）使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
振替伝票	会計ソフト（PCA）使用 ルーズリーフ	都度	10年
寄附金入金伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年
小口現金出納伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
固定資産台帳	会計ソフト（PCA）使用 ルーズリーフ	1年ごと	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（PCA）使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
補助元帳	会計ソフト（PCA）使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
賃金台帳	給与ソフト（弥生給与）使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	7年
Trialbalance など（各海外事務所試算表）	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							○
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			○				
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☐</td> </tr> </table>	同 意		☒	☐
同 意							
☒	☐						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
-----	---------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、 <u>所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。</u> ） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ